

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	法人番号	支出額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		継続支出の有無
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	36,038,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和6年5月24日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	312,330,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和6年7月22日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	71,067,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和6年9月24日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	38,330,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和7年2月14日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	28,257,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和7年2月14日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	44,112,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	令和7年2月14日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。